

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程

平成22年4月1日

法人規程第17号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 等級別基準職務（第3条）
- 第3章 級別資格基準（第4条—第9条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第10条—第18条）
- 第5章 昇格及び降格（第19条—第23条）
- 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第24条—第27条）
- 第7章 昇給（第28条—第35条）
- 第8章 特別の場合における号給の決定（第36条—第39条）
- 第9章 雑則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条第2項の規定による職務の級についての職務の内容、理事長が教職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 給与規程第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれか一の給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 教職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 教職員が教職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数
- (7) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

第2章 等級別基準職務

（等級別基準職務）

第3条 給与規程第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

（級別資格基準表）

第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の教職員に適用する。

(1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者

(2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ理事長の承認を得た試験の結果に基づき、理事長により承認された方法により選択されて教職員となった者

(3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職務と同等と認められる職務に採用された教職員で、第1号に掲げる教職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ理事長の承認を得た者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第6条 級別資格基準表を適用する場合における教職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の教職員の経歴のうち、教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより教職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第7条 教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、

前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の教職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる教職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、それぞれ当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第16条の規定の適用を受けた教職員及び第17条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた教職員 部内の他の教職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした教職員 部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間

第4章 新たに教職員となった者の職務の級及び号給

(新たに教職員となった者の職務の級)

第10条 新たに教職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長の承認を得ること。

ア 一般職給料表の職務の級6級、7級、8級及び9級

イ 教育職給料表の職務の級5級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第16条各号のいずれかに掲げる者から教職員となった者又は第17条第1号若しくは第2号に規定する職務に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ理事長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに教職員となった者の号給)

第11条 新たに教職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する教職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに教職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、教職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長が定めるものに従事した期間のある教職員の経験年数のうち部内の他の教職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに教職員となった者が一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（理事長が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で理事長が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の採用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の各区分に属する学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 第5条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における教職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のう

ちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない教職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて教職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の教職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1) 公立大学法人金沢美術工芸大学の役員

(2) 給料表の適用を受けない教職員

(3) 国家公務員

(4) 地方公務員

(5) 公共企業体に勤務する者

(6) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程 (以下「出向規程」という。) 第2条第1項第2号に規定する転籍出向者

(7) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者

(8) 理事長が前各号に準ずると認める者

(特殊の職務に採用する場合等の号給)

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の教職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授等の職務に教職員を採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職務に教職員を採用しようとする場合

(特定の職員についての号給)

第18条 新たに教職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、第14条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受ける教職員については、第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第16条各号に掲げる者から引き続いて教職員となった者その他採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ理事長の承認を得て、その号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ理事長の承認を得ること。
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。
- 2 前項の規定により教職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 勤務成績が特に良好である教職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない教職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ理事長の承認を得たときは、この限りでない。
(上位資格の取得等による昇格)

第20条 教職員が第5条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
(特別の場合の昇格)

第21条 出向規程第2条第1項に規定する出向教職員（以下「出向教職員」という。）が職務に復帰した場合において部内の他の教職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- 2 教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。
(昇格の場合の号給)

第22条 教職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前3条の規定により教職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第20条の規定により教職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、理事長が定める号給とする。
(降格の場合の号給)

第23条 教職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給

と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 教職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により教職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第24条 教職員の給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第25条 前条第1項に規定する異動をした教職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 新たに教職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
 - (2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
 - (3) 理事長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を理事長の定めるところにより調整した場合に得られる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。
 - 3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員の号給については適用しない。

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第26条 教職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第24条第2項の規定は、前項の規定により教職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした教職員の号給)

第27条 第25条第1項の規定(同項第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした教職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第25条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者」とあるのは「その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者及び理事長が定める異動に該当する異動をした者」と読み替えるものとする。

第7章 昇給

(昇給日)

第28条 給与規程第4条第5項の理事長が定める日は、第33条又は第34条に定めるものを除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第29条 給与規程第4条第5項の規定による昇給(第33条又は第34条に定めるところにより行うものを除く。第30条において同じ。)は、当該教職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教職員は、昇給しない。

(教職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第30条 教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第29条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる教職員に該当するか否かの判断は、理事長が定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない教職員 E

2 次の各号に掲げる教職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 理事長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員(前項第5号に掲げる教職員に該当する教職員及び次号に掲げる教職員を除く。)

D

- (2) 理事長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる教職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A

及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する教職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する教職員の数の割合は、理事長が定める割合におおむね合致していなければならない。
- 5 給与規程第4条第5項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 6 前年の昇給日後に新たに教職員となった者又は同日後に第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第36条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(理事長が定める教職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で、理事長が定める号給数)とする。
- 7 前2項の規定による号給数が零となる教職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした教職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 1の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する教職員の昇給の号給数の合計は、教職員の定員、第4項の理事長が定める割合等を考慮して理事長が定める号給数を超えてはならない。

(昇給号給数の抑制に係る教職員の範囲)

第31条 給与規程第4条第6項の昇給等規程で定める教職員は、給与規程第11条の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める教職員とする。

第32条 給与規程第4条第6項及び第7項の理事長が定める教職員は、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する教職員とする。

(研修、表彰等による昇給)

第33条 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長が定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 定員の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第34条 勤務成績が良好である教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、理事長が定める日に、給与規程第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける教職員についての適用除外)

第35条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける教職員には、適用しない。

第8章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第36条 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第37条 休職にされた教職員が復職し、出向教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、出向期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 出向教職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(出向職員の退職時の号給の調整)

第38条 出向教職員がその出向の期間中に退職する場合において、部内の他の教職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第39条 教職員の給料の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとするときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第9章 雑則

(理事長の承認を得て定める基準等についての暫定措置)

第40条 第17条、第25条第1項第2号(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第37条第2項に規定する理事長の承認を得て定めることとされている基準又は級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に理事長の承認を得て行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第41条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に理事長の定めるところにより、又はあ

らかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規程の規定による号給が第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 4 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、理事長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別表第9の規定は、この規程の施行の日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成29年12月26日決裁）の施行の日（平成29年12月27日）から施行し、改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下この項において「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、理事長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成30年12月27日決裁）の施行の日（平成30年12月28日）から施行し、改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下この項において「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、理事長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（令和元年12月26日決裁）の施行の日（令和元年12月27日）から施行し、改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下この項において「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、理事長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（令和4年12月26日決裁）の施行の日（令和4年12月27日）から施行し、改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下この項において「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、理事長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

別表第1 等級別基準職務表（第3条関係）

ア 一般職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、司書及び学芸員の職務
2級	困難な業務を行う主事、司書及び学芸員の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 担当事務局長補佐の職務 2 係長の職務 3 困難な業務を処理する主査の職務 4 特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 事務局長補佐の職務 2 困難な業務を処理する担当事務局長補佐の職務
6級	1 事務局次長の職務 2 困難な業務を処理する事務局長補佐の職務 3 特に困難な業務を処理する事務局担当局長補佐の職務
7級	特に重要な業務を所掌する事務局次長の職務
8級	事務局長の職務
9級	特に困難で重要な業務を所掌する事務局長

備考 この表は、職員について適用する。

イ 教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	大学の技術員の職務
2級	大学の助教及び助手の職務
3級	大学の講師の職務
4級	大学の准教授の職務
5級	大学の教授の職務

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

ア 一般職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒		3	4	4	2
		0	3	7	11	13
	短大卒		5.5	4	4	2
		0	6	10	14	16
	高校卒		8	4	4	2
		0	8	12	16	18
その他	高校卒		10	4	4	2

		0	10	14	18	20
--	--	---	----	----	----	----

イ 教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教授	大学卒				3
				0	9
	短大卒				3
				0	12
准教授	大学卒			6	3
			0	6	9
	短大卒			6	3
			0	9	12
講師	大学卒			6	
			0	6	
	短大卒			6	
			0	9	
助教 助手	大学卒				
			0		
	短大卒		2.5		
		0	2.5		
技術員	大学卒				
		0			
	短大卒				
		0			

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(3) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	(4) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 カ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	(1) 中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中等部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

- この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。
- この表の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校又は養護学校を含む。

別表第4 経験年数換算表（第7条関係）

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は公共 企業体、政府関係機関若しくは外 国政府の職員としての在職期間	教職員の職務とその種類が類似する 職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下（部内の他の教 職員との均衡を著しく失す る場合は100/100以下）
民間における企業体、団体等の職 員としての在職期間	教職員としての職務にその経験が直 接役立つと認められる職務に従事し た期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内 の期間に限る。）		100/100以下
その他の期間	教育医療に関する職務等特殊の知 識、技術又は経験を必要とする職務 に従事した期間で、その職務につい ての経験が教職員としての職務に直 接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間 で、その職務についての経験が教職 員としての職務に役立つと認められ るもの	50/100以下（部内の他の教 職員との均衡を著しく失す る場合は、80/100以下）
	その他の期間	25/100以下（部内の他の教 職員との均衡を著しく失す る場合は、50/100以下）

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、教職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を理事長が別に定める。

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分
------	------	--------

		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数を加える年数を、「-」の年数を減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした教職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア 一般職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
----	----	-------	-----

一般	正規の試験	大学卒	1級25号給
		短大卒	1級15号給
		高校卒	1級5号給
	その他	高校卒	1級1号給

イ 教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	大学卒	2級1号給
技術員	博士課程修了	1級43号給
	修士課程修了	1級25号給
	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級3号給

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

ア 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4

21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	

59	25	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	26	43	45	53	47	31	31	
62	26	43	45	54	47	31		
63	27	44	45	55	48	31		
64	27	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	28	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	32		
69	29	47	47	61	50	32		
70	29	47	48	62	50	32		
71	30	48	48	63	50	32		
72	30	48	48	64	50	32		
73	31	49	49	65	50	32		
74	31	49	49	66	50	32		
75	32	49	49	67	50	32		
76	32	49	50	68	50	32		
77	33	50	50	68	51	32		
78	33	50	50	68	51	32		
79	34	50	51	68	51	32		
80	34	50	51	68	51	32		
81	35	51	51	69	51	33		
82	35	51	52	69	51	33		
83	36	51	52	69	51	34		
84	36	51	52	69	51	34		
85	37	52	53	69	51	35		
86	37	52	53	70	51			
87	38	52	53	70	51			
88	38	52	53	70	51			
89	39	53	54	71	52			
90	39	53	54	72	52			
91	40	53	54	73	52			
92	40	53	54	74	52			
93	41	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					

97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	25	22	30	14
43	26	23	31	15

44	26	24	32	16
45	27	25	33	17
46	27	26	34	18
47	28	27	35	19
48	28	28	36	20
49	29	29	37	21
50	29	30	38	21
51	29	31	39	21
52	29	32	40	22
53	30	33	41	22
54	30	33	41	22
55	30	33	42	23
56	30	34	42	23
57	31	34	43	23
58	31	34	43	24
59	31	35	44	24
60	31	35	44	24
61	32	35	45	25
62	32	36	46	25
63	32	36	47	26
64	32	36	48	26
65	33	37	49	27
66	33	37	50	27
67	33	38	51	28
68	34	38	52	28
69	34	39	53	29
70	34	39	54	29
71	35	40	55	30
72	35	40	56	30
73	35	41	57	31
74	36	41	57	31
75	36	42	58	32
76	36	42	58	32
77	37	43	59	33
78	37	43	59	33
79	37	44	60	33
80	38	44	60	33
81	38	45	61	33

82	38	45	61	34
83	39	45	62	34
84	39	46	62	34
85	39	46	63	34
86	40	46	63	34
87	40	47	64	34
88	40	47	64	34
89	41	47	65	35
90	41	48	65	35
91	41	48	65	35
92	42	48	66	35
93	42	49	66	35
94	42	49	66	35
95	43	49	67	35
96	43	49	67	36
97	43	50	67	36
98	44	50	68	36
99	44	50	68	36
100	44	50	68	36
101	45	51	68	36
102	45	51	68	
103	45	51	68	
104	45	51	68	
105	45	52	68	
106	46	52	68	
107	46	52	68	
108	46	52	68	
109	46	53	68	
110	46	53	68	
111	47	53	68	
112	47	53	68	
113	47	54	68	
114	47	54	68	
115	47	54	68	
116	48	54	68	
117	48	55	68	
118	48	55		
119	48	55		

120	48	55		
121	49	56		
122	49	56		
123	50	56		
124	50	56		
125	51	56		
126	51	56		
127	52	57		
128	52	57		
129	53	57		
130	53	57		
131	53	57		
132	54	57		
133	54	58		
134	54	58		
135	55	58		
136	55	58		
137	55	58		
138	56	58		
139	56	59		
140	56	59		
141	57	59		
142	57			
143	57			
144	58			
145	58			
146	58			
147	59			
148	59			
149	59			
150	60			
151	60			
152	60			
153	61			
154	61			
155	62			
156	62			
157	63			

別表第8 昇給号給数表（第30条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は給与規程第4条第7項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第37条関係）

休職等の期間	換算率
給与規程第38条第1項の休職又は公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第15条の休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	3/3以下
出向教職員の出向の期間	
勤務時間規程第17条に規定する介護休業の期間	
給与規程第38条第2項若しくは第3項の休職又は勤務時間規程第15条の休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	1/3以下（結核性疾患による場合にあつては、1/2以下）
給与規程第38条第4項の休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3以下

備考 出向教職員に関するこの表の適用については、出向先の業務を業務とみなす。